平成24年6月15日 第2394号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目次 ■

告 示

○生活保護法による介護機関の指定(315・福祉政策課) 1
○生活保護法による指定介護機関の変更(316・福祉政策課) 2
○生活保護法による指定介護機関の事業の休止(317・福祉政策課) … 2
○平成24年度定期種畜検査成績の通報(318・畜産振興課)・・・・・・・・・・・・2
○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定(319、320・建築住宅課)
○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更(321・建築住宅課)…5
○建設業の許可の取り消し(322・北秋田地域振興局総務企画部) 5
公告
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活力創造課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可(秋田地域振興局農林部) 2 件
\bigcirc 土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
人事委員会規則
○人事委員会規則11-1 (公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲) の
一部を改正する規則

告示

秋田県告示第315号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54 条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同 法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年6月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの 種類	指定年月日
ショートステイえがお	株式会社博コーポレー ション	横手市羽黒町5番	短期入所生 活介護、介 護 所生活介 護	平成24年4月15日
ショートステイ輪		能代市二ツ井町切石字竜毛 沢17番地2	短期入所生 活介護、介 護 入所生活介 護	平成24年 4 月15日
ケアハウス仙南の杜		仙北郡美郷町金沢西根字上 糠渕3-2	特定施設入 居護 生者 生 持 生 生 生 作 定 施 法 持 差 者 生 施 施 法 方 作 差 者 的 方 后 者 生 者 生 者 生 者 生 者 生 者 生 者 生 者 生 者 生 者	平成24年6月1日
ショートステイ椛	有限会社大樹会	由利本荘市二十六木字岡本 36-3	短期入所生 活介護、介 護 入所生活介 護	平成24年5月15日
加賀医院通所リハビリ テーション	医療法人章進会	由利本荘市鳥海町伏見字久 保19-4	通所リハビ リテーショ ン、介護予 防通所リハ	平成24年4月1日

			ビ リ テ ー ション	
メディカルハウスゆう	医療法人章進会	由利本荘市鳥海町伏見字久 保19-4	短期入所生活介護、介護予防短期 入所生活介護 養	平成24年4月1日
厚生連北秋訪問看護ステーション	秋田県厚生農業協同組合 連合会	北秋田市下杉字上清水沢16 -29	介護予防訪 問看護	平成24年6月1日
ショートステイ「たんぽぽ」	株式会社JIN企画		短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護	平成24年 4 月23日
訪問介護千里	株式会社大日向建築	にかほ市三森字午の浜100 – 1	訪問介護、 介護予防訪 問介護	平成24年3月15日
ショートステイひまわり 苑	社会福祉法人六縁会	雄勝郡羽後町西馬音内字中 野19番地39	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護	平成24年4月1日

秋田県告示第316号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年6月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

	名	称	開設者氏名 又 は 名 称	所	在	地	変 更変更前	事	項 変更後	サービスの 種類	変更年月日
- 1 '	ライフトみわ	サポー	有限会社モコ		字十		雄勝郡羽後町西馬音内字大山32-9	貝涉	7字十三本		平成24年3月10日

秋田県告示第317号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年6月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名	称	開設者氏名又は名称	所	在	地	サービスの 種類	休止年月日
富士タクシー 指定訪問介護		富士タクシー株式会社	にかほ市平 地1	沢字	中谷地1番	訪問介護	平成24年5月31日

秋田県告示第318号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項本文の規定による平成24年度定期種畜検査の結果、次のとおり種畜証明書を交付した旨農林水産大臣臨時代理から通報があったので、同法第8条第2項の規定に基づき、公示する。

平成24年6月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

平成24年6月15日(金曜日)

種 畜 証明書	名前	品 種	生年月日	検査	何美老の仕 正にな
番号	名 則	面 悝	産地	成績	飼養者の住所氏名
11064374052	滝渡	肉用牛	H14.3.6	1級	秋田市中通六丁目7-9
11004374032	(日短本1476)	日本短角種	岩手県下閉伊郡川井村	1 1/9X	秋田県畜産農業協同組合
11231124831	紅金光	肉用牛	H18.3.12	1級	秋田市中通六丁目7-9
11231124031	(日短本1565)	日本短角種	青森県下北郡東通村	1 1/9X	秋田県畜産農業協同組合
11241611079	道逢6	肉用牛	H19.10.9	1級	秋田市中通六丁目7-9
11241011079	(日短本1568)	日本短角種	青森県上北郡七戸町	1 1/9X	秋田県畜産農業協同組合
10208924603	辰 桜	肉用牛	H19.3.23	1級	秋田市中通六丁目7-9
10200924003	(日短本1555)	日本短角種	岩手県下閉伊郡岩泉町	1 1/9X	秋田県畜産農業協同組合
11207739625	銀義福	肉用牛	H17.1.22	1級	秋田市中通六丁目7-9
11207739025	(全和黒4869)	黒毛和種	秋田県大仙市	1 税	秋田県畜産農業協同組合
10000550014	博光重	肉用牛	H19.4.1	1級	秋田市中通六丁目7-9
10203552214	(日あ繁163)	褐毛和種	熊本県山鹿市	1 秋	秋田県畜産農業協同組合
11100000000	来満糸平茂	肉用牛	H14.9.21	2級	鹿角市花輪字月竹沢50-2
11180098696	(全和黒13750)	黒毛和種	秋田県鹿角市	乙极	田中茂男
11007000750	栃 照	肉用牛	H16.5.29	1 974	大館市根下戸字新町7-22
11207628752	(全和黒14031)	黒毛和種	秋田県由利本荘市	1級	あきた北農業協同組合
11000007007	正神福	肉用牛	H14.3.7	1 974	北秋田市花園町19番1号
11026837007	(全和黒13726)	黒毛和種	秋田県仙北郡千畑町	1級	北秋田市長
11010004701	奥花美	肉用牛	H17.7.25	1 974	北秋田市花園町19番1号
11213304701	(全和黒14144)	黒毛和種	青森県上北郡七戸町	1級	北秋田市長
10110045067	杉若丸	肉用牛	H17.8.26	1 974	北秋田市花園町19番1号
10110845867	(全和黒原4910)	黒毛和種	秋田県由利本荘市	1級	北秋田市長
01005010001	ゼンノーデー01	豚	H21.7.29	0 411	由利本荘市中俣字餅田49番地
31205010001	09-2531 (日豚D種42279)	デュロック種	岩手県岩手郡雫石町	2級	全農畜産サービス株式会社 由利本荘SPF豚センター
21205010000	ゼンノーデー01	豚	H22.1.28	2級	由利本荘市中俣字餅田49番地 全農畜産サービス株式会社
31205010002	10-3864 (日豚D種42388)	デュロック種	岩手県岩手郡雫石町		由利本荘SPF豚センター
21205010002	ゼンノーデー02	豚	H23.3.29	O ÝT	由利本荘市中俣字餅田49番地
31205010003	11-4634 (日豚D種43248)	デュロック種	岩手県岩手郡雫石町	2級	全農畜産サービス株式会社 由利本荘SPF豚センター

11298459990	源氏70 (全和10子受卵	肉用牛	H22.8.30	1級	大仙市神宮寺字海草沼谷地13- 3
11230403330	秋黒1298459990)	黒毛和種	秋田県大仙市	1 形义	秋田県畜産試験場
11250815123	小杉山153 (全和10子秋黒	肉用牛	H22.8.5	1級	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3
11200010120	1250815123)	黒毛和種	秋田県大仙市	1 形久	秋田県畜産試験場
10842503158	花 福 (全和10子秋黒	肉用牛	H22.6.28	1級	大仙市神宮寺字海草沼谷地13- 3
10842505158	0842503158)	黒毛和種	秋田県秋田市	1 形义	秋田県畜産試験場
11298467162	藤麿呂79 (全和11子受卵	肉用牛	H23.2.5	1級	大仙市神宮寺字海草沼谷地13- 3
11298407102	秋黒1298467162)	黒毛和種	秋田県大仙市	一一一	秋田県畜産試験場
10120200675	安平茂勝 1	肉用牛	H18.7.11	2級	仙北市西木町上荒井字古堀田172
10120388675	(全和黒原5015)	黒毛和種	島根県鹿足郡	乙椒	伊藤 則夫
11010202000	奥茂晴	肉用牛	H17.3.5	1級	大仙市大曲花園町1-1
11213303902	(全和黒14199)	黒毛和種	青森県上北郡七戸町	一日秋	大仙市長
31205010004	D126	豚	H19.1.17	級外	横手市平鹿町下吉田字高口東4 番地1 有限会社
31203010004	D120	その他	新潟県長岡市	形以グト	アークベテリナリーサービス
31205010005	D120	豚	H20.1.6	級外	横手市平鹿町下吉田字高口東 番地1 有限会社
31203010003	D130	その他	新潟県長岡市	形又クト	アークベテリナリーサービス
31205010006	D3	豚	H21.8.13	級外	横手市平鹿町下吉田字高口東番地1 有限会社 アークベテリナリーサービス
31203010000	ДЗ	その他	新潟県長岡市	形又グト	
31205010007	D5	豚	H22.1.9	級外	横手市平鹿町下吉田字高口東 4 番地 1 有限会社
31203010007	ДЗ	その他	新潟県長岡市	形又グト	T 有限云位 アークベテリナリーサービス
31205010008	D.6	豚	H22.6.8	₩.Ы	横手市平鹿町下吉田字高口東 4 番地 1 有限会社
31203010008	D6	その他	新潟県長岡市	形又グト	T 有限云位 アークベテリナリーサービス
21205010000	D.7	豚	H22.8.29	₩.Ы	横手市平鹿町下吉田字高口東4
31205010009	D7	その他	新潟県長岡市	が双クト	番地1 有限会社 アークベテリナリーサービス
21205010010	D 0	豚	H22.11.25	☆11. F₁1	横手市平鹿町下吉田字高口東4
31205010010	D8	その他	新潟県長岡市	- 秋夕卜 -	番地1 有限会社 アークベテリナリーサービス
21205010011	DO	豚	H22.11.25	☆11. F₁1	横手市平鹿町下吉田字高口東4
31205010011	D9	その他	新潟県長岡市	形又グト	番地 1 有限会社 アークベテリナリーサービス
21205010012	D10	豚	H23.7.4	☆11. F₁1	横手市平鹿町下吉田字高口東4
31205010012	D10	その他	新潟県長岡市	がメクト	番地 1 有限会社 アークベテリナリーサービス

秋田県告示第319号

建築基準法(昭和25法律第201号)第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第77条の35の5第1項の規定に基づき、公示する。

平成24年6月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	一般財団法人日本建築センター
住所	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	(本部)
	一般財団法人日本建築センター
	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
	(大阪事務所)
	一般財団法人日本建築センター大阪事務所
	大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号
業務の開始の日	平成24年6月14日
指定年月日	平成24年6月14日

秋田県告示第320号

建築基準法(昭和25法律第201号)第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第77条の35の5第1項の規定に基づき、公示する。

平成24年6月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	財団法人秋田県建築住宅センター
住所	秋田県秋田市中通二丁目3番8号 アトリオン5階
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	財団法人秋田県建築住宅センター
	秋田県秋田市中通二丁目3番8号 アトリオン5階
業務の開始の日	平成24年6月14日
指定年月日	平成24年6月14日

秋田県告示第321号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年6月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称 株式会社 建築構造センター
- 2 変更の内容

指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所について、次の事務所を削除する。

名称		所在地	
池袋事務所	東京都豊島区西池袋五丁目1番6号	第2矢島ビル 5階B	

指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所について、次の事務所を山陰事務所の次に追加する。

名称	所在地
広島事務所	広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室

3 変更しようとする年月日 平成24年6月15日

秋田県告示第322号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1(1) 処分をした年月日

平成24年5月24日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社羽沢建設

大館市比内町達子字相善廻1番地

代表取締役 羽 沢 達 範

秋田県知事許可(特-19)第1065号

(3) 処分の内容

大工工事業に係る特定建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成24年5月24日付けで大工工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日

平成24年6月5日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

朝日建設株式会社

北秋田市脇神字平崎川戸沼12番地7

代表取締役 小 林 郷 司

秋田県知事許可(特-21)第2995号

(3) 処分の内容

建築工事業に係る特定建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成24年5月17日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

告 公

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款 変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成24年5月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 世界永続農業協会秋田県文化事業団

3 代表者の氏名

茅野充男

4 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市上新城中字松木台84番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、大自然との調和を基調に自然尊重を基本とする農業生産方式(有機農業・自然農法・環境保全型農業 など総称して以下、「永続農業」という。)の普及実用化を推進し、自然環境の保全、地域住民の健康増進を図ると ともに、地方文化の保護・発展、都市と農村の交流による豊かで美しいまちづくりを進めることにより、地域の振興 と活性化に貢献することを目的とする。

6 定款の変更内容

残余財産の帰属

平成24年6月15日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、秋田市上新城土地改良区から申請があった土地改 良事業(維持管理)計画の変更について、平成24年6月8日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、河辺郡芝野堰土地改良区から申請があった土地改 良事業(維持管理)計画の変更について、平成24年6月8日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。 平成24年6月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、鳥海町笹子土地改良区から申請があった定款変更 について、平成24年6月6日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

人事委員会規則

人事委員会規則一一―一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を 改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月十五日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則一一―一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一 部を改正する規則

規則一一―一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を次のように 改正する。

別表第一能代市本庁の項中「防災危機管理室長、収納対策室長」を「収納対策室長、庁舎整備推進室長、地域振興室 長」に改め、「主査」の下に「、主任及び主事」を加え、同表男鹿市本庁の項中「課長補佐」を「副主幹」に改め、同

表由利本荘市出先機関の項中 「清掃事業所 | 所長、主席参事 「清掃事業所一所長、主席参事 本荘公民館 館長、主席参事」 を 文化交流館 館長 に改め、「文化会 中央公民館一館長、主席参事」

館一館長、主席多事」を削り、同表藤里町本庁の項中「上席係長」を「課長補佐」に改め、同表八郎潟町本庁の項中 「主幹、」を削り、同表大湯村本庁の項中「村 長 部 局一課長」を「村 長 部 局一課長、室長」に改める。

温速

この規則は、公布の日から施行する。

秋 田 県 発行者 秋田市山王四丁目1番1号 電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)